

IV. 合同建築協定運営委員会の設置に関する規定について

佐倉白銀ニュータウンの第一地区・第二地区・第三地区の建築協定の運営に関する事項を処理するために、三地区合同で開催する合同建築協定運営委員会の設置に関する規定を策定し、自治会組織の中に建築協定の運営委員会を吸収して、実質的な活動負担の軽減を目指します。

運営委員会の実務的な担当は、自治会の環境美化・地区計画運営委員会が担うものとし、重要な事項等が発生した場合は、自治会の班長会が建築協定運営委員会の全体会議として機能できるように定めます。

合同建築協定運営委員会の設置に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、「佐倉白銀ニュータウン」第一地区建築協定、第二地区建築協定、第三地区建築協定の運営に関する事項を処理するために設置する三地区合同建築協定運営委員会（以下合同運営委員会という）の運営、組織、議事並びに委員に関して必要なことを定める。

(委員)

第2条 合同運営委員会は、各地区から派遣された「当該年度の自治会班長」によって組織する。

(役員)

第3条 1 合同運営委員会には、次の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	1名
運営委員	若干名
会計	1名
顧問	若干名

- 2 委員長は、当該年度の自治会会長が兼務し、協定運営のため、事務を総理し、協定者を代表する。
- 3 副委員長は、当該年度の自治会環境美化・地区計画運営委員会委員長が兼務し、委員長を補佐し委員長に事故ある時はこれを代理する。
- 4 運営委員は、当該年度の自治会環境美化・地区協定運営委員会委員が兼務し、建築協定の運営に関する業務を担当する。
- 5 会計は、当該年度の自治会会計のうち建築緑化基金担当者が兼務し、運営委員会の経理に関する業務を処理する。
- 6 顧問は、建築・緑化協定運営委員会の経験者から委員長が指名し、任命する。顧問は、建築協定の解釈・判断が必要な問題に対して助言する。

(運営)

- 第4条
- 1 合同運営委員会の運営は、自治会の業務の一部とし、自治会が主体となって運営する。
 - 2 具体的な日常の活動は、自治会環境美化・地区協定運営委員会の活動の一部として実施する。

- 3 相談陳情に伴う協定の解釈・判断を要する活動については、顧問を含む役員会で判断する。

(業務)

第5条 合同運営委員会の業務は、以下に定める。

- ・ 建築協定・緑化申し合わせ事項を周知するための活動の実施
- ・ 転入者・建築者に対する建築協定・緑化申し合わせ事項の周知活動の実施
- ・ 建築協定・緑化申し合わせ事項の運用状況を確認するための巡回活動の実施
- ・ 陳情・相談に対する対応
- ・ 建築・緑化基金の管理運営
- ・ その他、建築協定の運営に関する事項

(有効期間)

第6条 この規定の有効期間は、「佐倉白銀ニュータウン」第一地区・第二地区・第三地区建築協定書の有効期間と同一とする。

(会計期間)

第7条 合同運営委員会の会計年度は、自治会の会計年度と同一とする。

(会計報告)

第8条 委員長は、毎会計年度の収支予算案及び決算案を業務報告会において、報告し承認を得なければならない。

(業務報告会)

第9条 1 合同運営委員会の業務報告会は、自治会の総会と兼ねることができる。

- 2 自治会員以外の協定者は、業務報告会の内容について、業務報告会終了後に確認することができる。確認方法は、別途定める。

(優先順位)

第10条 白銀地区「地区計画」制定後は、その運用において「地区計画」が「建築協定」に優先する。

(附則)

自治会員以外の協定者は、委員長に業務報告の資料を直接請求する。その際の、資料の作成費用については、請求者の負担とする。